

株主  
総会

第32回6月定時株主総会

日時：昭和59年6月16日(土)午後4時

場所：大阪府吹田市豊津町9番の6  
(江坂東急イン)

大阪合同青年税理士連盟

※この請求書は準備がありませんので  
当会に出席の際は必ずご持参くださ  
い。

## 総 会 次 第

### I 発 行 会

1. 開 会 の 詞

2. 代表取締役あいさつ

3. 議 員 演 説

4. 議事録署名・押名

5. 議 案 審 査

第1号議案 当年度決算報告書及びその収支、第2号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 金庫積立金没収の件

第3号議案 当年度以後の臨時議案の取り扱いに関する件

第4号議案 金庫積立金没収、監事および会計監事候補者選任の件

第5号議案 総会決議事項以外の件

6. 大倉様挨拶と謝詞

7. 副代表取締役あいさつ

8. 閉 会 の 詞

### II 来賓あいさつ

#### 1. 懇 談 会

## 第1号議案 昭和58年度事業報告および収支計算書 並びに剰余金処分案承認の件

### 1 昭和58年度事業報告

#### 1. 事業報告

本年度は「申告納税制度を維持発展させよう」をスローガンに、大青税に対する内外からの期待に応えるべく活動を行ってきた。

思えば、58年6月に起った天下り総理士問題から、59年4月の税理士法成立までの間は、主に青税によって激動の時代であり、その存亡をかけて行動した時代であった。本年もまた、天下り問題と根を同じくする小松原事件、申告納税制度の見直し問題に対する政府税調答申、税申期における適正申告への諸施策、さらに商法問題等税理士制度を根幹からゆさぶる問題があいついだ年であった。

会内においては組織活性化のために機構改革に取り組み、さらに6月総会を盛人に行うため、「走れ青税ノオぼろしき仲間たち」のテーマのもと、本日から青税八月祭を開催した。

以下、1年間の軌跡をふりかえってみることにしたい。

#### (1) サラリーマン税制の提言

政府大蔵省はマスコミによる世論操作により、「クロヨン論議」をあおり、サラリーマンと事業所得者とを対立させ国策世論を分断し、不公平感のほとけを事業所得者に向け税制整備法制化等の納税環境の整備を行った。そこで我々はサラリーマンの所得計算制度および徴収制度にこそ問題があり、真の申告納税制度の見直しはサラリーマンにも申告権を与え、同じ制度にすることが出発点であると考え、9月24日大阪専業税理士協会と共催で日本労働組合総評議会の出席も得て「見直し論を斬る」の例会を開催し発言を発表した。この提言は、マスコミにも注目をあび新聞各社、NHKの取材も受け、9月25日、10月14日、11月18日、11月20日、3月5日にわたって、朝日、毎日、京都新聞等で報道され、またサラリーマン新党の提言によりこの提言(小冊子)を奇蹟するとともに、代表幹事として朝日新聞のインタビューを受けた。

## ② 小松原事件

8月20日、元西税務署上層調査官小松原<sup>しげる</sup>が暴喝、取賄で逮捕された。この事件は一種務職員の問題ではなく、53年8月に起った天下り税理士問題（税務職員退職時顧問予約問題）とまったく同質のものである。なおこの問題についてはすでに6月1日に国税局長に顧問先予約が行われないよう要望していたが、事件の重要性に鑑み8月31日には本会へ要望書を提出し、全会員へアビール文書を送付した。また、8月29日大阪府立労働センターに於いてマスコミ各社の記者をまじり、税務行政を正すための懇談会を開催した。この懇談会は翌8月30日、毎日、朝日、読売各新聞に報道された。またNHKの取材も受けた。

さらに、59年5月25日にも同様の要望書を区税局長に提出した。

## ③ 「所得等適正申告への諸施策」問題

3月、大阪国税局が打出した「所得等適正申告への諸施策」は文部委員会、理事会で紛糾し、税理士会内に反発と混乱を招いた。この問題で本会の認識、対応の不適切さは会員の不信を招いた。特に「対象者名簿」の提出はまったく任意であるにもかかわらず、「原則は協力」として、会内へ文書配布したことは税理士の社会的信頼をゆるがすものといえます。

この件で我々は、会員へ問題点を訴えるとともに入会会へ申し入れ書及び要旨書を送付し、大税会執行部及び青税推せん役員とそれぞれ懇談会をもち、大税会理事会の傍聴も行った。また龍申期には全税理士へアビール文書を送付し、59年5月には大税会各支部長へこの問題に対する対応方につきアンケート調査を実施した。

## ④ 第三次商法改正問題

商法改正問題は我々の業務と深い関りある中小企業者に大きな影響を及ぼし、また税理士業務の根幹をゆるがす大問題である。しかしながら2月7日日本公明連合会長と閣によって積極的に対策するよう指示がされ、日税連大塚強対委員長は会計帳簿作成証明制度に於ける基本構想及び証明基準の作成を行い、各単位税理士会に意見を求めている最中です。

我々はこの問題の重大性に鑑み、経産省が中心になり各支部での意見交換を行うとともに、商法対策委員会により我々の商法改正に対する考え方をまとめ、中

小企業のためにならない商法改正に反対していくことになった。

#### ⑤ 通達改正による借地権課税問題

借地権の「無償返還の届出」の期限が55年12月25日であるとのことにより、その対応方に苦慮する会員多数の要望があり、急速借地権対策委員会を設置し、2月4日「これではいいのか借地権・あなたならどうする」というテーマでシンポジウムを開催した。

#### ⑥ 申告納税制度見直し問題

申告納税制度の見直し門限記帳義務の法制化、推計課税の拡大、学証責任の転換、総収入申告制、税務調査権限の強化、過怠税の導入等であり、このような当局が行おうとしている納税環境の整備は申告納税制度を揺がすものである。さらに大型間接新税の導入構想とも関わりがあると考え、我々は申告納税制度を委員会より、会員を酒井で関与非納税者に「税金ノこんなことでもいいのでしょうか？私達は訴えます」を配布し、またサンリーマン税制の導入等機会あるごとに弾力的に反対してきた。しかし、申告納税制度の見直し法案（納税環境の整備）は3月31日参議院で可決成立した。

#### ⑦ 入青税の機構改革

入青税も早や19年目を迎え、連盟と支部の連携強化及び効率的運営、後任任務の適量緩和、山積する制度問題への対応等に対応して組織の活性化を計るため、全面的な機構改革に取り組んだ。この結果次の様な合意がなされた。

①支部長重視 ②研究部、厚生部と各支部協力体制 ③代表幹事選出過程の明確化 ④代表幹事選挙管理委員会の設置 ⑤連盟規約、支部規則に統一 ⑥年令制限規約は幹事会の承認を経て支部において弾力的に運用 ⑦会計部の新設 ⑧制度部の充実

#### ⑧ 6月総会（青税六ヶ祭）を盛大に開催

総会は入青税一年間の活動の集大成である。そこで本年度は例会を加え青税六ヶ祭を盛大に行い、親睦と研鑽に努めた。

#### ⑨ その他

##### ①和歌山青色取消訴訟の支援

高裁に移ってから研修や公判の傍聴に参加支援したが、残念ながら6月29

三開八車了証入出延陳述、7月20日結審、9月30日判決「控訴棄却」となった。

②合格者名簿入手問題

合格者名簿は例年本会を通じて入手していたが、本年は入手できず登録説明会会場で「青税ニュース、愛読者カード」により合格者名の把握に努めた。

③全青税秋期シンポジウム

青税の力を結集、現行税制をみつめよう、のテーマで、11月19日京都商工会議所で開催されたシンポジウムに、開催地としてその企画運営を担当した。

以上、一年間の主な活動を報告いたしますが、税理士の社会的地位の向上は広く国民・納税者に訴えてこそ可能になり、税理士の存在が認識され、国民のための税理士制度を目指していくことができるものと確信いたします。小松原事件、サラリーマン税制に終ることなく、今後ともマスコミ、各種団体と接触を積極的に行なって参りたいと思っております。

最後に、本年度の青税の活動に対し、内外から寄せられた多大なる支援に対し感謝いたします。

2. 会員の状況

区分	大阪						京都			兵庫			和歌山			奈良			滋賀			合計		
	正	行	員	正	特	賛	正	特	賛	正	特	賛	正	特	賛	正	特	賛	正	特	賛	正	特	賛
58. 5. 31	151	103	0	87	132	17	93	127	20	25	25	2	19	14	0	20	13	0	593	412	45			
現在	(260)						(240)			(43)			(33)			(33)			(850)					
入会者数	6	0	0	14	0	3	16	1	3	6	3	0	4	0	0	2	0	1	46	1	4			
	(6)						(17)			(6)			(4)			(3)			(53)					
退会者数	8	13	1	3	3	2	2	1	0	0	0	0	3	3	3	3	0	0	14	16	3			
	(22)						(5)			(0)			(3)			(9)			(35)					
59. 5. 31	149	90	5	100	129	19	107	120	19	23	25	2	20	14	0	22	13	1	427	355	46			
現在	(244)						(252)			(54)			(34)			(36)			(868)					
59. 6. 1	132	106	5	88	141	19	95	138	15	25	27	2	16	18	0	21	14	1	379	444	45			
現在	(244)						(252)			(54)			(34)			(36)			(868)					

### 3. 諸会議の開催回数

総 会	2回	幹 事 会	13回
正副代表役員反会	12回	例 会	11回
懇 談 会	6回	総 務 部 会	7回
広 報 部 会	8回	研 究 部 会	7回
厚 生 部 会	4回	制 度 部 会	5回
組 織 部 会	11回	自 営 納 税 制 度 会	8回
商法対策委員会	1回	対 策 委 員 会	
「青税六月祭」 実行委員会	5回	地 産 課 税 対 策 委 員 会	5回
		「適正申告への諸施策 の対策特別チーム	3回

### 4. 総会に関する事項

#### (1) 第30回 6月定時総会

68. 6. 11 大阪税理士会館会議室において、第30回 6月定時総会を開催し、  
下記の議案を審議した。

出席会員 55名

議 長 西川安男（兵庫）

- |     |       |  |
|-----|-------|--|
| 議 案 | 第1号議案 | 昭和57年度事業報告および収支計算書並びに剰余金<br>処分案承認の件<br>—— 原案どおり可決 —— |
|     | 第2号議案 | 次期役員増員案承認の件<br>原案どおり可決                               |
|     | 第3号議案 | 規約一部改正案承認の件<br>—— 原案どおり可決 ——                         |
|     | 第4号議案 | 事業部名称変更案承認の件<br>原案どおり可決                              |
|     | 第5号議案 | 昭和58年度事業計画案および収支予算案承認の件<br>—— 原案どおり可決 ——             |

- 第6号議案 全百株副会長、理事および監事候補者選任の件  
 — 副会長1名、理事17名、会計監事1名を選任
- 第7号議案 総合百株案採択の件  
 — 可決採択された

2) 第31回4月定時総会

59. 4. 21 大阪税理士会館会議室において第31回4月定時総会を開催し、下記の議案を審議した。

出席会員 27名

議 長 人谷古夫（大阪）

議 案 第1号議案 次期役員選任に関する件

①次期幹事定数増員の件

②次期幹事及び次期会計監事選任の件

③次期代表幹事及び次期副代表幹事選任の件

選任された次期役員の名前は下記のとおり

・代表幹事

佐藤彬彦（兵庫）

・副代表幹事

岡岡 清（大阪） 関沢 徹（京都）

林 達三（兵庫） 山本 博（和歌山）

金田光司（奈良） 荻田富和（盛岡）

・幹事（51名）

植川 卓・大谷古夫・木村栄昌・岡岡 清

梁原文雄・斎藤卓彦・藤田 州・篠田 裕

波谷志芳・菅原宏平・鈴木博一・関 賢次

当松伊太郎・山口明文（以上大阪）

今井弘子・宇佐美良夫・大高友紀・篠田展徳

志田行夫・関沢 徹・日守裕司・知見 誠

堤 隆史・野村正雄・早川嘉美・福島昭一

（以上京都）



會井弘憲・佐藤伸安・濱家俊一郎・高橋純子  
多賀 浩・徳山金生・中川能千子・橋本基規  
林 達三・水野安寛・藤田隆志・山本 均  
(以上兵庫)

川端邦彦・北川徳次郎・前田武男・山本一博  
(以上和歌山)

河中恒彦・金正光司・山本富美雄・馬田有紀  
櫻山 守(以上奈良)

萩田富和・金子紀行・松 正人・松宮顕昭  
(以上滋賀)

・会計監事

花房武昌(大阪)・村山守仁(京都)

富永日計夫(兵庫)・寺坂雄次(和歌山)

増南藤彦(奈良)・小沢康宏(滋賀)

第2号議案 規約一部改正案及び原則制定案の件

— 原案とおおむね可決 —

5. 例会に関する事項

- (1) 58. 5. 11 「原簿調査のあり方について」 参加者55名  
於：大和会館 (事業部)
- (2) 58. 7. 10～11 「省税の情熱的リダーであるために」をテーマに幹事研修  
会 参加者52名  
於：箕子ロッヂ (総務部)
- (3) 58. 9. 24 「見直し論を析るノ」 参加者57名  
於：大阪府立青少年センター(申告納税制度対策委員会)  
共催：大阪専業税理士協会
- (4) 58. 11. 2 「支部対抗ソフトボール大会及び懇親会」 参加者93名  
於：奈良県桜井市芝運動公園及び安倍文楽院  
(厚生部)

- (5) 58.11.19 「当山の税制改革問題と入塾間接税」をテーマに特別講演会を開催  
 講師 佐藤 進 東大教授 参加者77名  
 於：京都商工会議所 (研究部)
- (6) 58.12.3 「商社改革問題について」 参加者89名  
 於：京都「ホテル本能寺会館」 (制度部)
- (7) 58.12.3 「事務の経営に関する調査研究等の報告」 参加者88名  
 於：京都「ホテル本能寺会館」 (研究部)
- (8) 58.12.3 「連盟と学生会」 参加者81名  
 於：京都「ホテル本能寺会館」 (厚生部)
- (9) 59.2.4 「これでよいのか借地権、あなたならどうする」 参加者56名  
 於：大税会館 (借地権課税対策委員会)
- (10) 59.4.21 「O.A時代と会計事務所」をテーマに講演会 参加者35名  
 於：大税会館 (総務部)
- (11) 59.6.16 演劇「調査 その対応と適正手続について考える」 参加者72名  
 於：江坂東急イン (青税六月祭実行委員会)

#### 6. 懇談会に関する事項

- (1) 58.8.29 税務行政をたどる懇談会  
 参加者 19名 於：大阪府立労働センター
- (2) 58.11.30 税法をめぐる懇談会  
 参加者 7名 於：大税会館
- (3) 58.12.7 大税会執行部と懇談会  
 参加者 15名 於：大税会館
- (4) 58.12.8 青税推進委員と懇談会  
 参加者 20名 於：北浜ビジネス会館

- (5) 59. 1. 25 税経新人会近畿ブロックと懇談会  
参加者 14名 於：北浜ビジネス会館
- (6) 59. 2. 4 任意団体と懇談会  
参加者 20名 於：大税会館

7. 幹事会に関する事項（主な議題を掲載）

- (1) 59. 4. 23 新幹事会 於：大税会館 出席 20名  
1. 新役員担当部署の検討  
2. 新事業年度のスローガンの検討
- (2) 59. 5. 7 新幹事会 於：大阪府立労働センター 出席 28名  
1. 幹事委員の件  
2. 新事業年度の事業計画案の検討  
3. 申告納税制度対策委員会の承認の件
- (3) 59. 5. 18 新旧合同幹事会 於：大阪府立労働センター 出席 49名  
1. 5月総会の検討  
2. 新事業年度の事業計画案の検討  
3. 旧執行部引き継ぎの件
- (4) 59. 7. 11 第1回幹事会 於：新子ビノ 出席 20名  
1. 各部、各支部事業日程の検討  
2. 会費免除について  
3. 選挙対策委員会の件  
4. 商法対策委員会設置の件  
5. 大下り税理士問題の要望書の件
- (5) 59. 8. 10 第2回幹事会 於：滋賀県税理士会館 出席 22名  
1. 商法改正について  
2. 納税協会シール問題について  
3. 専税協と共催の例会（申告納税制度見直し）について
- (6) 59. 9. 7 第3回幹事会 於：和歌山「紀の国会館」 出席 23名  
1. 申告納税制度見直しの対策について

		2. 小松原事件について	
		3. 6月総会の検討	
17	58.10.5	第4回幹事会 於：大阪府立労働センター	出席 17名
		1. 連盟の機構改革について	
		2. 6月総会について	
		3. サラリーマン統制の趣旨について	
18	58.11.9	第5回幹事会 於：大阪府立労働センター	出席 21名
		1. 申告納税制度見直し運動について	
		2. 全労税シンポジウムの件	
		3. 商法対策委員会について	
19	58.12.3	第6回幹事会 於：京都「ホテル本能寺会館」	出席 21名
		1. 確申期の適正申告について	
		2. 借地増課税について	
		3. 6月総会実行委員会設置の件	
20	59.1.11	第7回幹事会 於：大阪府立労働センター	出席 19名
		1. 確申期の適正申告について	
		2. 6月総会実行委員会について	
		3. 大青税会計中間報告	
		4. 次期代表幹事選考について	
21	59.2.1	第8回幹事会 於：大税会館	出席 22名
		1. 連盟機構改革について	
		2. 申告納税制度見直し問題について	
		3. 商法に対する「基本的な考え方」の検討	
22	59.3.23	第9回幹事会 於：大税会館	出席 21名
		1. 4月総会について	
		2. 確申期の適正申告について	
		3. 次期幹事定数決定の件	
23	59.4.23	第10回幹事会 於：北森ビジネス会館	出席 32名
		1. 大税会の名称変更に伴う大青税の名称の検討について	

		2. 適正申告への諸施策について	
		3. 6月総会の検討	
		4. 申告納税制度見直し法案可決成立について	
14	59. 5. 10	第11回幹事会 於：大税会館	出席 26名
		1. 「全青税部」新設の件	
		2. 事業報告案の検討	
		3. 青税六月祭実行委員会報告の件	
13	59. 3. 22	第12回幹事会 於：大税会館	出席 27名
		1. 6月総会議案書検討	
		2. 大青税の名称及び大税会の名称変更について	
		3. 大下り税理士問題での国税局への要望書の件	

## B. 各部に関する事項

- (1) 総務部
- ① 連盟の施策及び活動状況を会会員に周知させるため「大青税がより」を発行し、全会員に配布した。(20号～27号)
  - ② 「税務行政の腐敗を正そう」の大青税がより増外を発行し全会員に配布した。
  - ③ 会員名簿を作成し、全会員に配布した。
  - ④ 総会及び幹事会並びに各種会議の準備及び開催をした。
  - ⑤ 各部、各支部の事業計画を調整し、その連絡を行った。
  - ⑥ 文書の発受信と整理保管につとめた。
  - ⑦ 会計を担当した。
  - ⑧ 大税会の役員との懇談会等の準備をした。
  - ⑨ 4月総会において例会を担当した。
- (2) 広報部
- ① 運営機関誌「大青税」の発行について
    - ① 内容の充実と保存および後日の検索に便利のように毎月特集形式を採用し、表紙をつぎの年占体裁を整え会報としてのイメージを刷新した。

② 各単位百税、友好団体、本会等への配布状況を整備した。

③ 発行状況

第90号「特集・申告納税制度を考える」

58. 8. 16 発行

第91号「特集・借地権課税の研究」 58. 10. 15 発行

第92号「特集・新春懇談会、新規開業私の場合に」

59. 1. 1 発行

第93号「特集・第三次西法改正ではどうなる」

59. 6. 15 発行

④ 他の部の活動等への協力

① 新合格者の登録講習会開催時において組織部が主催する「青税コ・ナー」に展示するための写真パネルを製作し、PRした。

② 「確定申告期に当面が行う所得税等改正申告への諸施策」に反対する意見文書の編集、印刷発送等に協力した。

③ 青税六月祭実行委員会に協力して、パンフレット、参加券を企画制作した。

④ 研究部

① 借地権課税の研究を行い、大青税広報紙第91号に掲載した。

② 全青税の秋期シンポジウム（58年9月11日）に協力し、佐藤進東大教授の特別講演会（当面の税制改革問題と大型間接税）を企画担当した。

③ 事務所経営に関する調査、並びに税理士と一般企業（納税者）に同時に行った意識調査「納税者は税理士になんを求めているか」を実施、まとめて12月3日例会開催、及び大青税広報紙第92号に掲載した。

④ 各支部の研究部、事業部、並びに経相部との連絡を密にし、各支部の研究活動に参加した。

(4) 厚生部

- ⑤ 青税六月祭の演劇「税務調査」に参加協力した。
- 各支部間の相互交流を深め連帯感の醸成を図るための行事を行った。
- ① 一泊幹事研修会の懇親会を担当した。
- ② ソフトボール大会を開催し、懇親会をもって会員相互の親睦を深めた。
- ③ ゴルフ、麻雀等各支部厚生部事業の情報を提供し、相互交流を活性化した。
- ④ 青税六月祭の開催準備に協力した。
- ⑥ 会員の慶弔に際し、祝電、弔電を行った。(祝電3通、弔電9通)

(5) 制度部

- ① 商法改正問題を説明するため、各支部を廻り解説した。
- ② 幹事研修会において「税理士制度の沿革から学ぶもの」「商法改正の沿革から学ぶもの」の報告をした。
- ③ 合同例会(58年9月24日)において、「見直し論批判」を担当した。

(6) 組織部

- ① 「青税理念と組織」税理士制度の沿革、商法改正の沿革、連盟組織の機構改革について、幹事および新入会員の研修会を開催した。
- ② 「あなたも青年税理士」(冊子)の改訂版を作成し、上記の研修会に使用した。この冊子を大税会専務理事の要請で大税会へ提供した。  
また、サラリーマン税制について、連盟に取材に来たNHKおよび各新聞社の報道関係者に、青税理念と組織の紹介のため配布した。
- ③ 小冊子「あなたは新税者を守るか」(兵庫県支部作成)を大税会制度部の要請により進呈した。
- ④ 「合格者祝賀文」を作成した。大税会主催の合格者資格説明会開催時において「青税編者コーナー」を設け、片

税の新組織と活動につきPRを行い、入会を勧奨した。また、合格者の住所、氏名を調べ各支部に知らせた。

③ 合格者および未入会員に対する入会勧奨用の青税紹介パンフレット「輝ける未来を求めてーすばらしき仲間たちよ!」を作成し配布した。

④ 連盟の組織の機構改革等について議論し、代表幹事選出過程について連盟規約改正案および代表幹事選挙管理規則案を作成した。

## 9. 申告納税制度対策委員会に関する事項

政府の「申告納税制度見直し論」に対し、申告納税制度の精神とその健全な発展を阻害するものとして反対運動を行った。

特に政府、マスコミの「サラリーマンと事業所得者との所得策対し、「サラリーマン税制」を提言し、国民的視点からの見直し論反対を企画したが、結果的には99年3月の国会にて見直し論の立法化がなされ、青税その他諸団体の力不足のため、立法化阻止ができなかった。

しかし、当初の政府案より若干後退したことは、国民層の反対運動の賜の成果と考えたい。この問題は税理士制度の存続に関わるものであるので、次年度も引きつぎ担当委員会を存続していくことになった。

なお、その活動は下記のとおりである。

58. 7. 29	第1回委員会	於：大税会館
8. 12	第2回委員会	於：大税会館
8. 25	第3回委員会	於：大税会館
9. 7	第4回委員会	於：大税会館
9. 14	第5回委員会	於：井上事務所
9. 24	例会開催（見直し論を聴く）	
		於：大阪府立青少年センター 共催：大阪専業税理士協会
9. 24	NYKレコード記者と懇談会	
10. 6	朝日新聞記者取材会見	



- 58.10.14 第6回委員会 於：大税会館
- 10.24 第7回委員会 於：大税会館
- 11.19 全青税シンポジウムにおいて「サラリーマン秘制の移行」を発表。  
全青税理事会へ「活動方針」を提案し、可決された。
- 59. 1.27 第8回委員会 於：大税会館
- 2.10 見直し論議案の「ピラ」を会員に配布し、納税者に訴えた。

#### 10. 専法対策特別委員会に関する事項

税理士実界にとって重要な問題である第三次商法改正問題に対処するため、58年8月10日の幹事会において当委員会が設置された。

当委員会は制度部の検討を引き継ぎ、商法改正問題に対する情報蒐集、分析をし、苛酷としてどう対処すべきかを検討することを主目的として設置されたものである。本年は法務省、日経連の情報蒐集を中心に、青税としてこの問題に対し、どのように取り組んでいくかを検討し、その「基本的な考え方」を作成した。当問題に今後立法化に向けて急速に進展する危険があるため、次年度も引き続き当委員会を存続していくことになった。

なお、その活動は下記のとおりである。

- 58.12. 9 全青税商対委に参加（於：名古屋）
- 12.25 問題点の整理、会内及び会外活動の検討
- 59. 1.20 当委員会の「基本的な考え方」の検討
- 2.14 「基本的な考え方」の作成
- 3.22 大税会制度部員有志に対し、同様書類送付
- 3.26 大税会制度部会を傍聴
- 4.24 青税権委任役員に対し「考え方」を送付
- 5.26 法務省の「大小会社に関する問題点」及び今後の活動方針についての検討

11. 借地権課税対策委員会に関する事項

当委員会においては「借地権の無償返還届の提出」を単なる実務上の問題のみにとどめず、通達課税、すなわち憲法第84条に基かれる租税法律主義により検討すべきであるとの認識に立ち、次の通り活動を行った。

- 58.12. 5 第1回委員会 於：角前事務所
- 12.17 第2回委員会 於：角前事務所
- 12.29 第3回委員会 於：高松事務所
- 59. 1. 6 事例等アンケートの募集
- 1.18 第4回委員会 於：橋下事務所
- 1.20 講師との打合せ 於：大阪法律事務所
- 1.26 第5回委員会 於：橋下事務所
- 2. 4 シンポジウム「これでよいのか借地権・あなたならどうする」開催  
於：大説会館 参加者 50名

講師：弁護士 松尾直嗣

不動産鑑定士 服部 輝 次

なお、活動に当っては大阪支部研究部の全面的な協力を得た。

借地権課税対策委員会シンポジウム

収 支 計 算 報 告 書

(単位：円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
講師謝礼金	60,000	会費 2,000 × 56名	112,000
郵 送 料	38,520	会 長 48名	
レジメ等コピー代	17,800	特別参加 8名	
ジュース代	13,400	カンパ収入	17,720
合 計	129,720	合 計	129,720

## 12. 青税六月祭実行委員会に関する事項

青税活動一年間の集大成である6月総会を盛大に行うため「走れ青税ノすばらしき仲間たち」と題して江坂東急インにて6月16日開催した。

例会は「調査ノーその対応と適正手続について考える」をテーマに会員による演劇で、机を調査から実地調査、更正処分、不服申立ての実務まで模擬調査を演じ、税務調査に対する対応の仕方について一石を投じた。

懇親会は、ラントラクイズ、ホームカ演奏を聞き、なごやかに会員の交流を図り、また一方、チャリティバザールの行なって集った浄財は新聞社を通じて寄付をし、社会に役立てる予定である。

なお、その活動は下記の通りである。

58. 11. 9	新事会にて実行委員会発足承認	
11. 25	第1回実行委員会	於：大塚会館
12. 14	第2回実行委員会	於：大阪府立労働センター
59. 1. 11	第3回実行委員会	於：大阪府立労働センター
1. 16	第1回広報紙発行	
2. 9	例会担当者会議	於：大阪赤生会館
3. 24	例会担当者会議	於：大塚会館
4. 4	例会担当者会議	於：大塚会館
4. 17	懇親会担当者会議	於：大阪府立労働センター
4. 24	会場担当者会議	於：細川事務所
4. 25	第4回実行委員会	於：北浜ビジネス会館
5. 13	例会担当者会議	於：大阪府立労働センター
5. 31	第2回広報紙発行	
6. 5	第5回実行委員会	於：江坂東急イン
6. 14	例会担当者会議	於：大塚会館

## 13. 「適正申告への諸施策」の対策特別チームに関する事項

本年度のスローガンは「申告納税制度を維持発展させよう」であった。申告納税制度は「納税者の自発的協力に基づいた制度」であるにもかかわらず、大税会が大

税関税長より11月9日「税理士関与納税者に対する適正申告・納税について」要請があった。この問題は、税理士と納税者との信頼関係の崩壊および税理士を当局の「誹化するもの」として、全税理士に対して広く啓蒙を行った。

なお、その活動は下記の通りである。

- 58. 11. 16 大協会々長に公開質問状、要請書を送付した。
- 12. 1 会員に対し「納税者ブラックリスト作成に対するご注意とお慰め」を発送した。
- 59. 2. 25 大協会々長全員（8443名）に「適正申告への請願案——届出すべき対象者名簿」広報紙発送とカンパ要請を行った。なお、税経研大会近畿ブロック協議会の支援を得た。
- 5. 8 大協会各支部長宛にアンケートを発送した。また、カンパの礼状を発送した。

なお、支部長に対するアンケート調査の結果は機関紙「大青税」第93号に掲載する予定である。

科 目	金 額	科 目	金 額
印刷費	329,400	カンパ収入	1,190,000
振込料	17,700		
郵送料	535,800		
特別会計繰入	307,040		
合 計	1,190,000	合 計	1,190,000

#### 14. 全国青年税理士連盟に関する事項

- (1) 58. 7. 24 全青税名古屋大会 参加者 308名（内大青税200名）
  - (a) 第16回定時役員総会
  - (b) 分科会 ①人的側面からの中小企業経営改善指導  
②確認書添付制度について（大青税担当）  
③大型間接税

③ 社会見学ツアー（トヨタ自動車、高岡工場）

② 58.11.19 秋期シンポジウム参加者 168名（内大青税77名）

於：京都商工会議所（大青税担当）

テーマ 「青税の力を結集 現行税制をみつめるよう」

分科会 ①セフリーマン税制の提言（大青税担当）

②相続税与分制度における税法上の諸問題を提言

③中小企業経営改善に対する我々のアプローチⅡ - 制度を基盤とし、かつ制度をこえて

④商法改正をめぐる諸問題

③ 理事会等

58. 9. 4 ~ 9. 5	法外部合宿	於：箱 根
9. 5	理事会	於：箱 根
10.15	常務理事会	於：鹿児島
11.19	理事会	於：京 都
12. 9	法外部合宿	於：名古屋
12.10	常務理事会	於：广 島
59. 1.15	東京、名古屋、大阪合同会議	於：名古屋
2. 5	理事会	於：成 田
4. 7	常務理事会	於：花 巻
5.19	会長等推任人審議委員会	於：名古屋
6.24(予定)	理事会	於：成 田
7.22(予定)	理事会	於：成 田

以上のとおり昭和58年度の事業報告をいたします。

昭和59年5月16日

代表幹事 橋 下 重 郎

II 昭和58年度 収支計算書および剰余金処分案

昭和58年度収支計算書

自 昭和58年6月1日  
至 昭和59年5月31日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算	決 算	増 減	備 考
会 費	12,765,000	13,297,500	532,500	会 員 数 903名 大阪支部 15,000円×303名＝3,945,000 途中入会 7,500 × 9 ＝ 22,500 京都支部 15,000 × 238 ＝ 3,570,000 途中入会 7,500 × 19 ＝ 112,500 兵庫県支部 15,000 × 246 ＝ 3,690,000 途中入会 7,500 × 10 ＝ 75,000 和歌山県支部 15,000 × 53 ＝ 795,000 途中入会 7,500 × 1 ＝ 7,500 奈良県支部 15,000 × 92 ＝ 1,380,000 途中入会 7,500 × 4 ＝ 30,000 滋賀県支部 15,000 × 36 ＝ 540,000
雑 収 入	250,000	122,262	△ 127,608	協会存続金 50,000 受取利息 9,702 その他 62,690
繰越剰余金	62,844	50,544	—	
合 計	13,015,844	13,442,756	426,892	

(支出の部)

科 目	千 円	決 算	増 減	備 考
人 事 経 費 金	5,109,000	5,307,000	201,000	人 事 支 部
				5,000円 × 373 = 1,878,000
				送付入金
				3,000 × 3 = 9,000
				京 都 支 部
				5,000 × 278 = 1,428,000
				送付入金
				3,000 × 15 = 45,000
				山 形 支 部
				5,000 × 245 = 1,478,000
				送付入金
				5,000 × 10 = 50,000
				香 川 支 部
				5,000 × 53 = 378,000
				送付入金
				5,000 × 1 = 5,000
				京 都 支 部
				5,000 × 32 = 162,000
				送付入金
				5,000 × 4 = 20,000
				香 川 支 部
				5,000 × 36 = 216,000
学 務 経 費 金	3,300,000	3,753,260	753,260	
給 与 金	(1,700,000)	(2,172,000)	(472,000)	
人 事 経 費 金		628,200		58年度会費名簿
人 事 経 費 金		858,900		58年度 - 5827号
人 事 経 費 金		447,520		社会保険費 - ニッセ 代
人 事 経 費 金		134,880		送付物
人 事 経 費 金		125,580		借入金
人 事 経 費 金		130,860		例金補助料他
人 事 経 費 金	(600,000)	642,980	42,980	「人件費」第6号 - 36号
人 事 経 費 金	(300,000)	194,550	(105,450)	懇親会、慶弔費
人 事 経 費 金	(100,000)	187,800	(82,200)	アンケート口調代
人 事 経 費 金	(100,000)	64,880	(35,120)	例金資料
人 事 経 費 金	(300,000)	510,970	(210,970)	「人件費」第6号のしおり、
人 事 経 費 金				「きたきたも青年校医士」
全 体 経 費 金	4,509,000	4,852,450	343,450	
全 体 経 費 金	300,000	300,000	-	
中 央 納 税 制 度 対 策 委 員 会	100,000	112,340	12,340	「ワンフリーマン税制の提言」
商 社 対 策 委 員 会		26,140	26,140	
予 備 費	87,444	-	△ 87,444	
合 計	13,968,844	13,245,190	723,654	
予 算 外 支 出		139,546		

(注) 各費目の科目適用については幹事会の承認を得ております。

## 財 産 目 録

昭和59年5月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
(資 産 の 部)		
当 面 預 金	198,546	南都銀行横浜北出張所 30.042637
敷 金	100,000	全与税事務局敷金(一部負担金)
合 計	298,546	
正 味 財 産	298,546	

## 特 別 会 計 報 告

### 「適正申告への諸施策」特別会計財産目録

昭和59年5月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
郵便貯金	307,040	14-180-5812391
合 計	307,040	
正 味 財 産	307,040	

### 事務局設置特別会計財産目録

昭和59年5月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
定 額 貯 金	700,000	郵便局 30.44420-5152797 100,000 30.443531-315385 600,000
合 計	700,000	
正 味 財 産	700,000	



## 剰 余 金 処 分 案

本 年 度 収 入 総 額	1 3,443,736
本 年 度 支 出 総 額	1 3,245,190
差 引 本 年 度 剰 余 金	1 98,546

上記剰余金を全額次期へ繰越す。

昭和59年6月15日

上記の通り報告します。

大阪合同青年会理士連蓋

代表幹事 楠 下 重 郎

上記を監査した結果適正なることを確認します。

昭和59年6月16日

大阪合同青年会理士連盟

会計監理	楠	家	小	鈴
同	日	原		勝
同	定	行	敏	弘
同	内	藤	博	次
同	黒	田	有	紀
同	太	田		実

## 第 2 号議案 全青税部新設承認の件

1. 全青税部 全青税部を新設する。

## 第3号議案 昭和59年度事業計画案および収支予算案 承認の件

### 昭和59年度 事業計画案

#### 1. 基本方針

##### 税理上の理念を明確にし、社会に宣言しよう

(税理士の理念が問われている時代)

「申告納税制度が……、税理士制度が……、そして私達の生きがいが、いや、守衛  
になりつつあります。税理士の理念はどこへ行ってしまうのだろうか。

「医者は人命を守る」「弁護士は基本的人権を守る」。このことは、医者、弁護士  
の自らの職業理念としてしっかりと定着しているとともに、さらに職業人の意識を  
通じて広く社会に大きな期待と役割を持って根付いています。残念なことに、税理  
士の職業理念は、このような望と期待に満ちた言葉で語られてはいません。

「適正な納税義務の実現」という税理士法上の文言は、租税法の当然の命題とし  
て承認しなければなりません。税理士の職業理念としては、大層に不十分な言葉  
であります。

なぜならば、まったく同じ言葉でもって課税庁の行政執行上の命題を表わすこと  
ができるからであります。「適正な納税義務の実現」とは、税務行政に九ずさわる  
人々のいわば共通項であって、それぞれの立脚点を示す言葉とはならないのではな  
いでしょうか。

税理士の職業理念を表わす言葉としては、より直接的な国民的意識を示す言葉が  
用意されるべきであります。

税法は「そもそもは課税してもよいことを国民が承諾した法律」、歴史的な言い  
方をすれば「税金をとられないための法律」であるというのが、税法学の基本的  
な認識であります。すなわち、租税法は「義務」という言葉が用いられるところで  
、税理士は、このような承認課税の税法機能を担保するための職業専門家でありま  
すから、当然に租税面における人権保護の役割が期待されています。同じ「コダウ  
バ」(Cody)として、弁護士と同一の枠組みの上にならば職業理念が確立されるべきであります。

私達の「適正な納税義務の実現」へのアプローチはまさにこのような立脚点からの出発であるはずであります。

現実の租税立法や税務行政に目を転じると“税法はとるための法”“税理士はそのための担保制度”の如く見えてきます。“税の嵐”とも呼ぶべき時代はあって、租税法及びその関連法規がその本来の歴史的価値をゆがめられつつあることに、多くの人々が危機を感じています。

私達の仕事の社会的価値に<sup>対</sup>弱りがあるとするならば、私達の生きがいの喪失があるとするならば、まさに“税理士の理念”が私達の口でさらに一般社会において不透明になっているところにあるのではないのでしょうか。

今、私達の夢と期待のために、また税理士制度にかかわる依頼者、さらには広く税法専門家によせる一般納税者の期待に応えるためにも“税理士の理念”を叫ぶ必要があるものと考えます。

(夢と創造性あふれる青税活動を)

青税は新陳代謝の激しい組織です。先輩が後輩にどんどん席を譲っていきます。したがって、いつも若々しくエネルギーに満ちており、青年の持つ正義感のためみなく受け継がれ、青税理念を形づくっています。

過去の青税活動、青税の主要は、矛盾に満ちた税務行政の中において、公明正人であり、清廉であり、精鋭な税理士会における気鋭の存在として輝いてきました。

しかしながら、税務行政や税理士会は、より大きな力で流されており、青税の主張や活動は多くの人々の期待を受けながらも、大きな成果として結実をみる程に充分な理解を得ていないという厳しい現実があります。青税組織の中にあっても、激しい新陳代謝、世代交替のために、連盟、支会を通じた十分なコミュニケーションができていません。私達はこのような現実を共同の認識とした上で、組織作りを、そして発展を考えたい。

新しい時代に新しいアプローチを！ 伝統ある青税理念を新しい言葉で語りかけよう！

このような努力がいま求められているものと思っています。

制度問題に対する主張については、税理士会に対し強烈なインパクトを与えてきましたが、今後も、引き続き、制度理論の探究とその実現運動に取り組まねばなり

ません。しかし、同時に一般に関心を持ちにくい制度問題を、より平易なるとばで、そして日常業務の中で語る努力をし、会員の共通の認識として広がっていく努力をすべきであります。

さらに積極的に「提言」を行って社会に発言し、制度のあるべき姿を判りやすく示し、税理士会が果たすべき社会的使命を青税がリードしていくという気概が必要で

す。連盟と支部との関係については、支部重視の活動が最も会員の望むところであるとの考え方があって、支部活動の充実、支部相互間の交流のために、連盟はその強力なリーダーシップをとりたいと考えています。支部の充実は、必ず連盟の活動力と連結力につながっていくものと確信しています。と同時に、連盟でやるべきことは支部でやるわけになりません。「見えない連盟」から「見える連盟」を目指して、企画に工夫をしたいと考えています。

税理士に対するニーズは、情報化社会の進展とともに大きな変化をみせています。「青税に入っている税理士に言う」「青税に入りたい」と思われる団体を目指して名実ともに発展していくために、会員個々の自己革新の努力とともに、連盟もそれにふさわげる最大の努力を怠らないうえに、

青税のすべての会員が青税活動に参加していただきたい。

そして、より多くの会員とともに大いなる夢を抱き、税理士会の将来と自らの将来のために、創造的かつ情熱的な青税活動をやるうではありませんか。

## 2. 重点施策

(対外活動)

① 第一次商法改正問題に全力をあげて取り組もう

中小企業の経済的基盤への悪影響と税理士制度の代埋人機能への重大な影響に対して危機意識をもって受け止め、強力な運動を展開する。

② 申告納税制度を維持、発展させよう

税理士制度の運用、税務調査等に見られる申告納税制度の根拠の形骸化に対し、その意義を強調し運動を行う。

⑬ 税法、税務行政手続について提言しよう。

サラリーマン税制、事業者税制、税務行政の適正手続について書状らしい  
率直な提言をよとめる。

⑭ 大型間接税の導入を阻止しよう

民主的租税制度の基本である直接税中の主義とそれに基づき申告納税制度  
を根柢から拒否し大型間接税、経済的弱者への負担過重となる大型間接税の  
導入を阻止するため、情報収集、啓蒙、阻止活動を行う。

⑮ 納税者のための「税務援助」の実現をめざして

押しつけ、一論的な現行の税務援助を、必要な者に必要な援助を行う制度  
となるように運動を行うとともに、現行の税務援助の拡大を超える会員負担の  
増大を防止する。

⑯ 日税連、入税会の会務運営に会員意見を反映しよう。

会員のための税理士会、税理士制度の理念に基づいた税理士会の社会的活動  
を実現するためには、要望活動を行う一方、会務運営、役員選挙等に積極的  
に取り組む。

⑰ 公正な税務行政をめざして

大とり税理士問題、越境的税務調査、不公正な税務行政を監視し、まじめ  
な納税者の納得のいく税務行政を確立しよう。

(会内活動)

① 広報活動の充実

- ・大書袋がよみを愛布をつけて刷新し、会区各地の連盟、大書袋各支部及び会  
員の意見交流の楽しい広場を創り出す。
- ・機関紙「大書袋」は、連盟の制度的実態、研究論文等を掲載し、一層の充実  
をはかる。
- ・上記二つの広報誌をもって、広く会員のニーズに訴えていく。

② 制度理論の探究と充実

より多くの会員に制度問題について共通の理解を求めていくために、日常  
業務の中で制度問題をとりえながら制度理論の探究を行う。

⑬ 大青税の研究誌創刊

20周年を記念して各支部の税務等についての重要な研究を研究誌として創刊し、今後の継続刊行への準備をしたい。

⑭ 支部活動の充実と連盟のリーダーシップ

支部の活性化こそ連盟活動の活性化につながるため、支部活動への助力ならびに支部間、支部連盟諸事業の連携をはかり、青税の可塑性を強化する。

⑮ 会員制度の検討

組織の拡大と強化をはかるため、将来の会員推移を調査し、先行の正会員、特別会員、賛助会員の区分をはじめ、会員制度について検討する。

⑯ 連盟創設20周年を盛大に祝す

各支部の20周年記念事業との調整を行い、楽しい青税活動を築約する企画を行う。

なお、恒例の隔年ごとの大青税フェスティバルは20周年記念事業として行う。

3. 各部事業計画

(1) 総務部

連盟の施策および活動を積極的に推進するため事務局としてその連絡と調整を行う。

① 各部および各支部の事業計画を推進するため、その連絡調整を行う。

② 総会および幹事会ならびに各種会議の準備を行う。

③ 「マクランズ青税」(大青税だより)を発行する。

④ 会員名簿の早期作成と会員の異動を的確に把握するため、各支部との連絡を密接に行う。

⑤ 支部の発受印および印鑑を行う。

⑥ 会費を早期にかつ完全に徴収するように努める。

⑦ 大税会の役員との連絡を密に行う。

(2) 広報部

① 明日の税制上制度発展のため、業界をとのまぐ諸問題(制度問題を中心

として)に対する=研究・主張・提言=の場として「大書税」を発行する。  
(年々回予定)

② 上記の諸問題に対し、会員相互の意見交換の場となるよう努力する。

#### ③ 研究部

各支部の研究部、事業部、経相部などと連絡を密にすることにより、連帯を身近かな存在にするとともに会員の実務処理能力の質的向上を目指し、下記の実業を行う。

##### ① 大書税研究誌の創刊

各支部の研究成果の発表の場として大書税研究誌を創刊し、これを将来に向けて慣行化したい。

##### ② 答申機関の設置(書税相談室)

回答者を確保し、支部研究部、事業部、経相部などを窓口として、会員の抱える諸問題に参考意見を述べる。

#### ④ 厚生部

会員相互の友愛と信頼のきずなをより強くするため、各支部間の相互交流を図り、楽しい書税活動ができる場を提供する。

① ソフトボール大会等の開催をし、各支部間の相互交流を図る。

② 30周年記念事業へ協力する。

③ 各支部間の相互交流を活発化するため、ゴルフ、麻雀、旅行等、各支部厚生部事業の情報を提供し交流を推進する。

#### ⑤ 制度部

納税者の権利擁護と、税理士制度の発展および税理士の社会的地位の向上のために以下の問題に取り組む。

① 第三次商法改正問題は、商法対策特別委員会に積極的に参画して全力をあげて対応する。

② 税務行政の適正手続をすすめるべく研究し、書税としての提言をする。

③ 奨励金助成策の拡大化、強制化をめとして、弊害を指摘し、その対策を検討する。

④ 申告納税制度の問題に対処する。



## ⑥ 組織等

組織の拡大・強化を目指して、連盟と支部との連携を密にし、新入会員の増加と組織の活性化をはかる。

- ① 幹事および新入会員の研修会を行う。
- ② 青税をとりまく関係諸団体との交流をはかる。
- ③ 未入会員に対する入会勧誘を行う。
- ④ 会員制度について検討する。

## ⑦ 全青税部

全青税に対する窓口として今年度より創設された部であるが、その趣旨に鑑み連盟と全青税とのパイプ役として意思の疎通を図ることを第一にやっていきたい。また連盟の施策および活動を全青税に反映させるよう努力していきたい。

## II 昭和59年度 収支予算案

### 昭和59年度収支予算案

自 昭和59年6月1日

至 昭和60年5月31日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	金 額	内 容	要
公 費	13,020,000	大阪支部 244名×15,000 = 3,660,000 京都支部 248名×15,000 = 3,720,000 兵庫県支部 252名×15,000 = 3,780,000 和歌山県支部 54名×15,000 = 810,000 奈良県支部 34名×15,000 = 510,000 滋賀県支部 36名×15,000 = 540,000 計 868名 13,020,000	
雑 収 入	100,000		
繰越剰余金	198,516		
合 計	13,318,516		

(支出の部)

科 目	金 額	内 容	要
支部交付金	6,308,000	大阪支部 244名×6,000 = 1,464,000 京都支部 248名×6,000 = 1,488,000 兵庫県支部 252名×6,000 = 1,512,000 和歌山県支部 54名×6,000 = 324,000 奈良県支部 34名×6,000 = 204,000 滋賀県支部 36名×6,000 = 216,000 計 868名 6,308,000	

科 目	金 額	内 容	費
事業活動費	3,100,000	総務部	1,700,000
		広報部	500,000
		研究部	200,000
		厚生部	200,000
		制度部	100,000
		組織部	100,000
		企画税部	200,000
申告納税制度対策委員会	100,000		
商法対策特別委員会	100,000		
全資税分相金	4,687,200	858名 × 5,400	
下 位 費	123,346		
合 計	13,318,546		

- (注) 1 各費目の相互流用は理事会の承認により行うことができる。
- 2 事務局設置積立金については剰余金の結果により、継続的に増立てるものとする。

昭和59年5月16日

次期代表幹事 佐藤 市 安

第4号議案 全青税副会長、理事および会計監事  
候補者選任の件

次の役員候補者を推薦する。

副会長	佐藤 輝 女 (兵庫)			
印 事	(17名)			
	大谷 晋 夫	区 岡 清	松 川 幸	
	鈴 大 博	高 松 伊太郎	(以上大阪)	
	岡 沢 清	知 見 潔	坂 隆 史	
	早 川 森 美	篠 島 昭	(以上京都)	
	加 藤 晃 二	清 家 俊一郎	徳 山 金 生	
	森 山 隆 志	(以上兵庫)		
	山 木 敏 久	(和歌山)		
	金 田 光 司	(奈良)		
	森 田 吉 和	(滋 賀)		
会計監事	井 上 茂	(大 阪)		

第5号議案 總會決議案採択の件

總會決議案を本總會の名において採択する。

## 総 会 決 議 (案)

連盟創設20周年を迎えて、新しい青統、魅力ある青統づくりのために、次の三つを  
柱とした活動を会員参加のもとで行う。

1. 青統の基本理念と税理士の理念を明らかにし、私達の生きがいとなり得る税理士  
業務を確立しよう。
2. 日常生活の中で制度問題をよきえて、理解と認識の輪を広げよう。
3. 「青統に入っている税理士は違う」といわれるような、魅力ある青統、展望ある  
青統をめざそう。
4. 「見えない連盟」から会員のニーズを第一とした「見える連盟」としよう。
5. 「希望のある発言」を発言し、税務専門家たる税理士の社会的使命を果たして、国  
民の期待に応えよう。

昭和三十九年六月十六日

大阪合同青年税理士連盟  
第32回 6月定時総会



資 料

要 旨

昭和58年6月11日

大 阪 国 税 局 長 殿

大阪合同青年税理士  
代表幹事 楠



日頃は税務行政の発展に寄与し、税理士連盟に深い御理解をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、私達青年税理士連盟では、従来より大きな社会問題となっている天下り税理士顧問予約問題は健全な税理士制度の発展を阻む重大な問題と考え、今後有るような行為については常に監視を続けて行く事を決議しております。

私達は税務当局による組織的かつ不当な顧問先のあっせんや、税務職員による顧問先獲得の為の行為については、その対応を決ると国民の税理士に対する信頼を失い、又、税務行政に対する強い不信と疑惑を招き、併せて公正な税務行政が阻害されるものと考えます。

つきましては御局におかれましても、税務職員の退職時の顧問先のあっせん行為や在職中の顧問予約等が行なわれることのないよう、引き続き取組を御望みます。

以 上



昭和五六年八月十三日

大阪合同税理士会  
会長 西 浦 保 殿

大阪合同青年税理士会  
代表幹事 補



要 部 氏

夏秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は会務執行につき、ご厚力され誠にご苦労存じ上げます。

又、私ども青年税理士連盟に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般納税協会が別紙のとおり各地で会員増進を目的として、納税者宛に送付しております会員シールの件につき、私ども青年税理士連盟は、下記の理由で貴会より納税協会連合会並びに各納税協会に、その中止を強く働きかけていただくようお願い致します。

1. 特定の団体が税務申告書に所属団体を証するシールを添付して税務官庁へ提出することは、一般の納税者にいかにその団体が税務官庁から特別に優遇され、かつ課税の公平を失っているかの如き印象を与えることになる。
2. 私ども税理士は、納税者と深い信頼関係を築くことにより、相互発展を期すため、日夜努力してまいります。しかしながらそうした信頼関係を指ないかたがたの様な団体の行為に対して深い憤りを感じております。
3. 私たちは、これらの行為に対し、即時中止されるよう希望すると共に、貴会が納税協会連合会並びに各納税協会との間で、罷止合いの場をもたれることを要望致します。

以 上

大 阪 府 浪 速 生 吉 茨 木 税務署管内  
京 都 府 上 京 宇 羽 税務署管内  
和 歌 山 県 全 域  
奈良 県 奈良 安 井 税務署管内  
茨 賀 県 草 津 近 江 八 幡 税務署管内

私達の調査した範囲では上記の地区で実施されています。

このたびは税務署の御了解を得まして、添付の「社団法人 納税協会員」ツールを作成いたしました。この会員シールは納税協会員として登録される適正申告のシンボルマークとして申告内容念書の上貼付されますようお願いいたします。

個人会員の方については、昭和68年分確定申告から「申告書一番上部の住所らんの右下の部分」、法人会員の方については、昭和68年4月期決算による法人税申告書から「申告書別表一の右下添付書類らんの左側」に貼付して下さい。

なお、それぞれの申告期まで紛失しないように大切に保存下さい。

社団法人 納税協会員

昭和58年8月23日

大阪市東区京橋前之町1-1  
日本経済新聞大阪本社  
社 会 部 々 長 殿

大阪市東区本町1丁目  
大阪合同税理士会館  
大阪合同青年税理士連盟  
代表理事 楠



要 望 上

昭和58年8月21～22日付の各紙において大阪国税局・西条務署加国税調査官の脱税汚職事件を報道してあります。

今回の汚職事件は、表面的には国税調査官の個人的な犯罪の色合いが強いように見受けられますが、その背景には現役時代にその立場を利用して顧客を獲得しておくという区長の自衛型士の姿勢がみ受けられ、古職の立場は国税局や税務署の幹部が脱税汚職者として民間に天下る習慣をなくさない限り断ち切れるものではありません。

私達、大阪合同青年税理士連盟では、このような天下り税理士顧問予約問題は税務行政に対する国民の強い不信と疑念を抱き、併せて公正な税務行政が阻害されるものと考え、昭和59年より毎年引き継ぎ別添の「要望書」を大阪国税局及び各税務署に提出するとともに、常にこのような行為に対し監視を続けております。

つきましては、貴社の今後の報道活動におかれましても、このような国民に強い不信と疑念をいだかせ、かつ公正な税務行政を阻害する天下り税理士顧問予約問題に常に御注意及び監視を続けていただくようお願いいたします。

以 上

連絡先 大阪市天王寺区上本町6-3 31-1019  
楠 下 市 35 歳 課 長 事 務 所  
TEL. 06-774-1608

昭和38年2月31日

大阪合同税理士会

会長 西浦 保 豊

大阪合同青年税理士連盟  
代表幹事 村 下 隆



要 望 書

最近の各報道機関において大阪国税局・西税務署に国税調査官（現在税理士）の脱税汚職事件が報道されています。

今日の汚職事件は、表面的には国税調査官の個人的な犯罪の責任が強いように見受けられますが、その背景には現役時代にその立場を利用して顧客を獲得しておくという同族の庇護士の変態がみ受けられ、汚職の土壌は国税局や税務署の幹部が顧問税理士として民間に人下る汚穢をなくさない限り切り換えられるものではありません。

ところが、当事者である国税当局はその天下り問題につき、なんら反省の態度を示さず現在を続けております。

このような人下り税理士顧問予約問題は税務行政に対する国民の強い不信と疑念を招き、公正な税務行政が阻害されるとともに、税理士会がこのような税務行政に何んらの批判も加えずに手をこまねいては、納税者は税理士という職業に大きな疑問をいだき、ひいては税理士制度の崩壊につながります。

私達青年税理士連盟では、退職税務職員を税理士として入会させ、その指導監督に当るべき貴会をはじめ、それぞれの機関が法に基づいて有効に機能しておれば、ごくまで事態を悪化させず、国税当局の上述のような姿勢も改善されるものと考え、貴会に次のことを要望いたします。

1. 国税当局並びに各税務署に職員が退職時に終る顧問先のおもむきを一切廃止すること、及び在職中の顧問予約を禁止し違反者を厳しく罰することを文書で要望し、公表すること。
2. 今回の事件は税理士法違反行為（には税理士行為）であるので、この違反行為について国税当局並びに関係税務署に文書で厳重に抗議し、公表すること。

以 上

## 急 告

昭和58年8月23日

各 位 殿

大阪合同青年会連合会  
代表幹事 橋下 貞 郎

元国税調査官の脱税汚職事件は、新聞報道によりますと、一職員的事件ではなく、構造汚職の様相を呈してあります。当連盟にもマスコミの取材が相ついでおられますが、会員諸君におかれましては、正しい脱税行政実現のためにも、脱税職員の不正と存疑よりの疑念を是非下記まで連絡下さい。

- 連 絡 先
- ・大阪府警本部内朝日新聞記者室  
岡 倍 記者  
TEL 06 941 8839
  - ・大阪府警本部毎日新聞記者室  
赤 司 記者  
TEL 06 941-9128
  - ・サンケイ新聞大阪本社社会部  
大 森 次長  
TEL 06 345 3200

公 開 答 問 状

昭和58年9月8日

大 阪 国 税 局 長 殿

大阪合同青年税理士  
代表幹事 橋 下



昭和58年8月21日～22日付の各紙において大阪国税局・西税務署元国税調査官の脱税汚職事件が報道されております。この事件は、国税調査官の個人的な犯罪のようにとらえられていますが、その背景には現役時代にその立場を利用して顧客を獲得しておくという天下り税理士問題が内在していることは明らかであります。我々は、昭和58年7月におきましても天下り税理士の廃止を強く要望してきたのですが、貴局は何ら反省もなく天下り税理士を容認してきたのであります。

そこで再度、天下り税理士問題につき下記のとおり質問いたします。誠意ある回答を求める次第であります。

記

1. 税務署内には「親せき回り」と称するものがあると報道されていますが、今後とも「親せき回り」を続けていくのかどうか。
2. 今回の事件の背景となっている天下り税理士を今後とも容認していくのかどうか。

以 上

昭和56年9月13日

大阪国税局  
局長 塚越 剛 男 様

大阪合同青年税理士  
代表幹事 様



質 問 書

時下益々清潔のこととお慶び申し上げます。

自らは私たちが青年税理士連盟に深い理解とご協力を賜り厚く資礼申し上げます。

さて、先般各地の初税協会が会員増強を目的として、納税者に対し送付してあります会員シールの件につき、下記の点をご質問致しますのでご回答をお願い致します。

質 問

1. 申告書に特定団体の会員シールを添付することについての法的な根拠は無いと思われるが、御局のお考えはどうか？
2. 納税協会が会員シールを送付し、申告書に添付するようにすすめているようであるが、これについて御局として何らかの行政指導をしておられるのでしょうか？
3. 会員シールを添付した申告書を提出している納税者と他の納税者とでは、税務調査等でどのような差異があるのでしょうか？

以上の点についてご質問します。

私たちが税理士は納税者と深い信頼関係を築くことにより、相互発展を期すため日々努力しております。しかしながら、そうした信頼関係を損ないかねないこのような団体の行為に対して深い憤りを感じておりますので、ご答弁を早急の旨御局よりご開示して各項目などのご回答をお願い致します。

尚、恐れいたしますが、9月末日迄にご回答頂ければ幸いです。

以 上

昭和58年9月13日

財団法人納税者連合会

会長 弘 日 規 殿

大阪合同青年税理

代表理事 格 下



会員シールの発行中止申入書

時が 益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般貴連合会の下部組織である各地の納税協会より、会員の増減を目的として、税務申告書に会員シールを添付するよう、会員にそのシールを送付している件につき、下記の理由により即刻中止を申し入れます。

1. 特定の団体が、税務申告書に所属する団体を証するシールを添付して税務官庁へ提出することは、一般の納税者といかにその団体が税務官庁から特別に優遇され、かつ課税の公平を失っている如き印象を与えることになる。
2. 私たち税理士は、貴連合会に対して積極的に協力し、又世間体におつたにも拘らず、そのような私たちがの領域を侵害するとも思われる行為について事前は何らの話し合いもなく、実施されたことについて、甚だ遺憾であり、残念に思います。
3. 私たちはこれらの行為に対し、即時中止されまうよう申し入れると共に、今後は貴連合会と税理士会との間で充分な話し合いの場を持たれることを要望致します。

以 上



昭和58年9月26日

大阪合同税理会

会長 西浦 俊 殿

大阪合同青年税理士会  
代表幹事 樋下



巻 頭 冊

常々会務運営に努力され、誠に苦勞に存じます。

さて、昭和58年7月12日付山城新聞及び昭和58年8月23日付洛南タイムスに、別紙のような広告が掲載されております。前者が城陽市商工会が個人向けに申告準備の事務代行を行う旨の募集であり、後者が京都府行政士会が政治支部の「事業所得の申告が行政士業務の一部である」旨の広告であります。

ともに税理士法第2条（税理士の業務）に違反するにせ税理士行為のように考えられます。

そのような広告を放置しておくことは、税理士制度の威信を危かすものと言えます。

私共は、この市大竹が鑑み次のことを要望いたします。

1. 城陽市商工会に対し、申告準備に係る事務代行を行わないよう申入れするところ。
2. 京都府行政士会に対し、事業所得の申告が行政士業務の一部であるとの広告を取りやめるよう、及び事業所得の申告を行政士業務として行うていは、たまたまその業務をやめるよう申入れすること。

以 上

昭和58年11月16日

大阪合同税理士会

会長 西 浦 保 殿

大阪合同青年税理士会  
代表幹事 楠



### 公 開 質 問 書

確定申告期に当局が行なう所得税等適用申告への諸施策に対する本会の対応について、税理士会が協力される事について、私からは次の疑問を抱いております。

1. 申告状況を記入し提出する事は、税理士法第38条の守秘義務に違反しないか。
2. 得点においては、業務処理簿の提出をも含まないか。
3. 納税者の選定基準が前年関与状況によるので既に顧問契約のない場合は当局の守秘義務に違反しないか。
4. 充分指導したにもかかわらず事後調査の対象に選定された場合、納税者と税理士の信頼関係がそとわれることになるないか。
5. 法定根拠のないこの様な文書は、提出・不提出により何んらかの区分をする事は税理士の識別にならないか。

つきましては、私たちも充分理解できるご解答を頂きたく、伺同意しました。

なお、本件の重要性に鑑み、私共の会員等に対して配布し、公開質問書と致しましたので、11月30日までによろしくお願ひ申し上げます。

以 上

昭和56年11月16日

大阪合同税理士会

会長 西 浦 保 殿

大阪合同青年税理士会  
代表幹事 楠 下



### 要 望 書

当幹事としての御災のこととお慶び申し上げます。

常々会務運営に努力され誠に御苦労に存じます。

さて、本日開催される理事会において報告事項として「確定申告期に当幹事が行なう所得税等追加申告への該派策に対する本会の対応について」が予定されていますが、同項の内容は下記の如く会員に多大な影響を及ぼす内容が管まれていると考えられますので、理事会において是非充分な協議をして頂いた上で決断される事不要な致します。

### 記

- 1 税理士が納税者に充分な指導を行なう事は、税理士法第1条第1項の使命より当然の事であるにもかかわらず、事務者の要請により種々の納税者を指名され指導する事は納税者に対し、税理士は税務署の下請機関と認識される恐れがあること。
- 2 出外加入者の個別関係への移行については、何ら保障はなく、その受託については各支店にて十分に討議されていない事。
- 3 その他別紙公開質問書に記載した疑問点のある事。

以 上

昭和58年12月1日

税理士の皆さま

大阪合同青年税理士連盟京都支部  
片野 晏 弘

「確定申告期に当局が行う所得税等適正申告  
への諸施策」に対する京青税からのお願い

常々書誌活動にご理解いただきまして有難うございます。

早速ですが、11月7日大税会地域別支部長連絡会議において、別紙資料に基づく会議が、また11月25日の大税会理事会においても同様の会議が行われました。

その内容については、資料を添付致しますのをご判断いただけると思いますが、支部長連絡会議及び理事会では議論百出して問題点が多いとされています。京青税では細部によって検討を加えた結果、税理士の皆さんにお伝えする必要を認め、お便りをするとおになりました。

〈問題点〉

- 1 「税理士関与納税者に対する適正申告の指導方の依頼」は、税理士関与先の納税者のみを抽出したものであり、これらに適正申告の要請をすることは、あたかも税理士関与の納税者が不法行為をしているかの如き印象を与え、また、明らかに納税者差別に繋がっています。

(注) 今回の実施は、大阪国税局管内の申告約20万件のうち税理士関与約16万件から、別紙資料№3に基づき54,000件を選別しようとしています。

- 2 確定申告書を提出する以前に「ブラックリスト」的な納税者の名簿(資料№6)を税理士に通知すること等問題はないか――

その名簿に基づきチェックするための報告(資料№2)に既題がないか。また、これらは、果たして税理士としての適正な職務遂行といえるのでしょうか。

支部長連絡会議及び理事会でも、「いままで常務課がやっていたことを税理士が肩代りすることはない」「職務権限の干渉になる」「納税者が後発密の手

知とみて信頼しなくなる」など議論白出したと考えられています。

3 「税務署長から税理士に対する要請文——」

一応おだやかな要請文であるかには見えますが、「不正があると思われるから指導せよ」ということは、従来から適正申告の指導を行っていたいかの如きであり、大變遺憾な記述であります。

4 「税務署長から対象納税者に送付されるけいもう書（資料№4）について——」

このけいもう書によると、「昭和58年分の申告についていろいろお話ししたいと考えておりますが、ス々」と記述されています。これは申告納税制度の理念を根柢から忘れさせているのではないかと思える記述です。申告納税制度においては、不正（不備）があると思われるのなら、申告がなされてから、査察等をすればよいのであって、申告以前に「お尋ね」（事前調査に抵触する可能性人）をする必要性が殆りません。それは一種の強迫文であり、民生主義における基本的な選別行為であるといおねばなりません。

5 「税務署長から対象納税者に送付されるけいもう書（資料№5）について——」

「あなたの昭和57年分の申告内容について種々検討したところ、お探お尋ねしたい点もありますが、昭和58年分の申告（決算）につきましても、特に関与税理士先生とも十分御相談いただき、適正な申告をしていただきますようお願いいたします」の記述に問題点があります。

申告内容について種々検討した結果、不正（不備）があると思われるのなら、査察等で判明すればよいのであって、まず合してにおいて、昭和58年分の申告については適正な申告をしていただきますようお願いするのは、行政の威嚇行為であって、かつ、その納税者をあたかも不正者と決めつけているのかの如きです。

「このような行政の威嚇的文面であるにもかかわらず、「岡野の税理士先生とも十分御相談いただき」云々の内容をあらかじめ税理士が承知していることを納税者が知るとなれば、納税者の税理士不信を招くのは必定であります。税理士「ひとり一人」としては、税務署の意向をくんで死感しなればそれでよいのではないか、と迷神に考える虞も副かれますが、それは極端論であります。税理士は、このけいもう書の発送を申告に知らされており、かつ、お心と好まざるのではないかかわらず、その要望を受け人になってしまうのでありますから、

以上、様々な問題点をみてきました。この一連の当局の施策は何を意味するもののでしょうか。考えられることは、消費税率の低下をおこなうための税理士の利用（税理士および納税者のしめつけによる税収の増大確保、でありましょう。総合的に考えていくと、ある点で「税理士と納税者の信頼関係の破壊」「申告納税制度の根幹的崩壊」「下請税理士の助長による完全な濫化」を憂慮されるを得ません。

ところで、理士会等では「局が一方的にする行為であるから、税理士会としては反対」という意見は出せないといいると、報告事項として処理されました。また、議事録中のこの問題をその程度で処理してしまってもよいのでしょうか。税理士会は、税理士の権益を守り、不公平のない公正な納税意識を推進するため、問題点を強く主張し、根本的な解決にあたっていただきたいものです。

また、この施策は大阪国税局のみで実施されようとしています。それが成功すれば、やがて全国規模に展開されていくことは必定です。当初の試験し易い地域から実施し、実績を作っておいてから、なし崩し的に全国に広げていくものであります。なおまた、この施策が成功すれば、法人税、資産税にその対象が広がっていくのも容易に想像できます。

このような問題点を念じていることをまず認識していただく存じます。近々には大連会各支部において、説明会がもたれることになっております。是非とも申付していただき、問題点を指摘するとともに納税者の差別的行為や税理士の信託を損うような行為のないようを努力していただきたいと思います。

以上、私ども京前税の意見表示がなすがお願ひ申し上げます。

敬 具

同旨の文章が兵庫原支部、奈良県支部からも出ています。

昭和58年12月1日

大阪合同税理士会 支部  
支部長 殿

大阪合同青年税理士連盟  
代表幹事 楠 下 重 郎  
支 部 長

### 要 望 書

時と益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
4頃は支部運営にご精励いただき、また私ども青年税理士連盟に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般来、本会及び支部連幹協議会を通じて問題になっております「確定申告期に当局が行なう所得税改正申告への諸施策に対する税理士会の対応については我が税理士の業務の本質に鑑み非常に重要な事と認められ、その処置を認めれば得る又は端役を減すものと思われるので下記の点を充分留意して頂き機やかな対応をしていただくようお願いいたします。

なお、別紙の会長宛要望書及び公開質問書を参考までに添付いたします。

### 記

1. 云々11月15日開催された理事会において、執行部は本件について会員に強制をしないし又任意の問題であるから会員個人の判断に委ねられる事が言われた事。
2. 以上の点を支部より一般会員に充分に説明をする機会を設けていただきたい。

以 上

昭和38年12月19日

大阪合同税理士会  
会長 西 浦 保 殿

大阪合同青年税理士会  
代表幹事 楠 下



### 申 し 入 れ 書

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は会務執行につき、ご尽力され誠にご苦労存じ申し上げます。

又、私ども青年税理士連盟に深いご理解とご協力を賜り厚く有礼申し上げます。

さて、執行部の間では、税理士制度発展のため、日後御折り返されている件向き及んでおりますが、私ども青年税理士連盟では、下記の件については我々税理士としての分りの使命に関わる問題であると考え、止しい認識をもちながらも、ぜひ執行部と協議の機会を設けていただきたく御願ひ申し上げます。

なお、日時、場所につきましては後日連絡いただければ幸いです存じますが、出されば9年1月中に御願ひいたします。

### 記

1. 商法改正問題
2. 申告納税制度見直し問題
3. 届申期の適正申告の件
4. 納税案内シール問題
5. 他団体の税理士行為
6. 小松原事件

以 上



# お 願 い

昭和59年2月10日

会 員 各 位

大阪合同青年税理士連盟  
代表幹事 藤 下 重 郎  
与・申告納税制度対策委員会  
委員長 佐 藤 庸 安

確定申告の繁忙期が近づいてまいりましたが、皆様におかれては、ご苦労のこととお察し申し上げます。

さて、かねてより大阪当局ならびに政府税調でもなされている「申告納税制度見直し論」は、いよいよ今国会で立法化されようとしています。

当初、お示ししていた特定職業人の税務調査時の特種義務解除、記帳義務違反の罰則等の強制的規定は、当連盟を含む国民各層の反対により、見送りとなりそうですが、なお、一定所得以上の者の記帳義務の法制化、推計課税の立証責任の転換、一定売上以上の者の総収入申告義務について、立法化されようとしています。

当初案よりは、大なる後退を見せているものの、この立法化によって、白色申告者はもとより、青色申告者にも、税務調査等で不利益な影響が生じることは必至です。また、大型間接税導入の地ならしとしても、大きな一歩をすすめることとなります。

当連盟では、このように「申告納税制度見直し案」の立法化に反対し、関係諸団体へ反対意見書を送付する予定であります。と同時に、右頁のチラシを皆様にお送りし、各自より働きをいただいで、関与完納税者に配布し、大いに関心を高めていただくようお願いする次第です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以 上

右頁をコピーして納税者に配布して下さい。

# 税金！ こんなことでいいので しょうか？ 私達は訴えます！！

## その1 帳面は、法律で強制されて つけるものでしょうか

今、マスコミでは「記帳義務の法制化」ということがよく書かれています。つまり、出金をつけなければ、法外で不利益を与えるというものです。

「帳面をつけることにはいあたりませんが？」と思われるかも知れませんが、私達も記帳は義務だと思っています、大いに防犯措置を発展させていくべきだと考えます。

しかし、強制的に強制することには、どうしても首をかしげなくてはなりません。なぜならば記帳義務が法制化されると、記帳の不備が直接、税金負担につながる。記帳の困難な方は大きな不利益が生まれます。

また、青色申告者にも大きな義務の負担が生まれる。場合によっては不利益が生じる恐れがあります。

## その2 税務署が一方的に税金を決める ことができるのでしょうか

税務署が一方的に税金を決める手段として「推計課税」の法律があります。現在、推計課税で決められた税金が正しいかどうかは、税務署が責任を持って証明することになっています。

しかし、記帳義務が法制化された場合、この制度は納税者にしてはいいをいふのが現実的の考えです。たとえとなかった所得をないか証明するほど難しいことはありません。納税者に不利益の損害をもたらすことが心配されます。

私達は、事業所得者の課税強化を狙った「〇〇」納税制は見過し、反対しているにもかかわらず、同時に上げが予定されている記帳義務の法制化、総収入申告制の立法化は、様々な形で事業所得者の不利益につながってまいります。また、大半が青色申告者の地方自治体での課税を異りことも無視するべきではありません。

## 大阪合同青年税理士連盟

代表幹事 藤 友和 大阪府東区南船場1-12-1番地 TEL 06-6642-1111

昭和59年2月13日

大阪合同税理士会

会長 西 浦 保 殿

大阪合同青年税理士連盟

代表理事 楠 下 重 郎

### 印 し 人 れ 書

謹啓 立書の際、貴会益々御隆盛の趣、慶賀に存じます。日頃社会務の執行、税理士制度の発展にご尽力を賜わりご苦勞様存じます。また当連盟に対してご理解をいただいておりますことを有難く感謝致しております。

さて、「確定申告期に当局が行う所得税等改正申告への誘導策」に対する本会（大阪合同税理士会、以下同じ）の対応について、種々問題があらますので列挙させていただきます。

- 1 本会が会員へ伝達された説明によりますと、「当局が行政の立場から企図実施するものであり、税理士会が立ち入る性格のものではない……」と記されています。しかしながら会員の業務に関し税務官公署と連絡協議することは本会の事業（会則第3条第1項7）であり、当然に本会が税理士の代弁者として協議すべきものであると考えます。
- 2 結局のところ衆議に臨まれている訳ではありますが、本会の取扱いについて理事会において意思決定をなされなかったのは、なぜでありましょうか？ 会長の説明によりますと、「会員を拘束するものではなく、理事会決定はなさない」とされていますが、一定の商策をとるためには理事会決定がなされるべきだと考えます。

次に理事会決定はなされなかったにもかかわらず、3月末頃までに提出願います。その後、1月18日付で「対象者名簿の寄への提出は原則として協力する（旨は訂正されています）」と記されているのは、あたかも機関決定であるようにとれます。「原則として協力する」は、どなたが、どのような手続きで決定されたのか？

雅にされることを求めます。

なおまた、理事会に諮問もしくは対応が全くなされていない段階において、支部長・連絡会連でこれらの施策についての論議がなされています。これは、理事会は会務の執行に関する重要事項を決定する（会則第28条第5項）と定めている会則違反であり、理事会軽視であります。

3. 次に、現在各税務署より税理士に送付されている「関与先に対する適正決算（申告）の指導方針について」によりますと、税務署長から税理士に対し、いかなる品類の売出も求められていません。税務官公費から何ら提出を要記されていないにもかかわらず、本会が「原則として協力する」と指導されることに対し奇異を感じます。このような取扱いがいつになかったことであって、税務署長名で、句読点の長さがなからずかを含め、会員に対し具体的な説明を求めます。

4. 各税務署並びに本会各支部において、まったく記載した対応が稀出しています。税務署においては、「選定基準の29号（A～F）が示されていないもの」（36～37年度の記入されたもの）「税理士を個別に呼び出して手渡す旨」「個別訪問して手渡す旨」といった表面的なものから、具体的には「法人成企業」「設備による内資定額企業」とも符合。「死亡・廃業」「外交員報酬（経費総費率）」「関与先以外の氏名記入」等々、いかに形式基準といえども、あまりにもズルな選定になっております。このような税務署のズルな施策に対し、本会が真シな対応で渡まることには大いに疑問を感じざるを得ません。

なお、某税務署長によると、説明を求めに行った税理士に対し、税理士会が当局との間で協力することを取り決めたのに、税理士が無視するのか」という威嚇発言があったことが表面化しています。

一方、本会各支部においては「協力拒否を取り決めた支部」「支部長一括受け取りの支部」等々、支部及び税理士の混乱と納税者からの不信、不満が続出してま

以上のように、本施策は税務当局による安易かつズルな施策のものであり、本会としては協力できない旨を表明すべからべき姿であると考えます。また本会の実質的、手続的にも種々問題点が指摘されるところであり、「強化します」「原則として協力する」の会員への伝達をすみやかに取り消されるように強く申し入れを求めたいのであります。

昭和59年4月15日

各 位

大阪合同青年税理士連盟

代表幹事 楠 下 重 郎

打 啓 貴会ますますご隆栄のことからお慶び申し上げます。

さて、大阪国税局は、昨秋ごろから、所得税の確定申告について「所得控等選上申告への諸注意」として、次のような方針を打ち出し、税理士会に対し協力が申し出てまいりました。

1. 当局は、一定の形式的基準（所得減少など）によって納税者を選別し、その対象とされていた税理士に「対象者名簿」を送付する。
2. 一方当局は、その選別された納税者本人に対し、「1年分の申告内容については新義があるので、本年分については、特に国庫税理士とよく相談のうえ適正な申告をせよ」という趣旨の警告文書を送付する。
3. 税理士は送られてきた「対象者名簿」に「申告状況」および「前年比」などを記入のうえ、3月末までに税務署に提出する。

このような当局の意向に対し、大阪合同税理士会は、税理士会員に対しきわめてやさしい態度を示し、我々大阪合同青年税理士連盟をはじめ多くの税理士会会員の批判の声を無視し、正式な機関決定も行わず、本年初の「原則協力」の方針を会員に伝えました。

私たちは、このような形での当局と税理士会との懸着による「協力体制」は、税理士制度の根幹を揺がすものとして憂慮し、全ての大阪合同税理士会会員（9「名票」）に対し、これに反対したしよした意見文書を急ぎよ税申期の2月末に発送いたしました。その結果多くの會徒会員以外の税理士会員からも賛同の声を集めることができ、私たちの姿勢が正しかったことをあらためて確信いたしました。

最近の情勢では、そこ大阪だけにかぎらず全国的に、当局の税理士に対する締めつけが強まつつあるようです。このような流れのため納税者の代理人としてあるべき税理士制度を護っていくためには、私共大阪合同青年税理士連盟は運動していく所存ですので、貴会がごまがたのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬 具

上記文書を全税理士にコピー用文書に添えり反送封筒等に送付した。

要 望 書

昭和59年5月24日

大阪国税局長 殿

大阪合同青年税理士連盟  
代表幹事 楠 下 重 郎

日頃は税理士ならびに青年税理士連盟に深い御理解をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、私連青年税理士連盟では、従来より大きな社会問題となっている大下り処理・顧問予約問題が健全な税理士制度の発展を阻む重大な問題と考え、今後このような行為については常に警戒を続け行く事を決議しております。

私連は税務当局による組織的かつ不当な圧迫先のあっせんや、税務職員による顧問先獲得の差の行為については、この対応を誤ると国民の税理士に対する信頼を失い、また税務行政に対する強い不信と疑惑を抱き、併せて公正な税務行政が阻害されるものと考えます。

つきましては御局におかれましても、税務職員の派閥間の顧問先あっせん行為や在職中の顧問先予約等が行なわれるととのないよう、引き続き厳格に要望致します。

よ 上

